

(別表)

区分	報酬 (月額)	費用弁償
理事長	10万円以内	本組合旅費別表中、役員、議員、支部長、幹事の項に相当する額。
常務理事	10万円以内	
理事	-	
監事	-	
組合会議員	-	
支部長	-	
幹事	-	
顧問	-	